Insurance Accounting Newsletter

## 新契約における見解の相違

2009年6月第4号

新契約の収益について、FASBとIASBの見解が分かれる

## IASB、業界提案に則して契約の境界線を決定

FASB(財務会計基準審議会)とIASB(国際会計基準審議会)は、5月18日と5月21日にそれぞれ審議会を開催し、保険会計の将来に関する議論を重ね、いくつかの決定に至りました。

FASBは、マージン、新契約費、保険契約者の行動、契約の境界に関する教育セッションも5月6日と5月27日に開催しましたが、意思決定に関する議論の進捗状況はIASBより遅れています。5月18日のFASBのアジェンダは、リスク・マージン(Margin for Risk、MfR)と新契約費を取り扱っています。一方、IASBは、5月21日に保険契約者の行動と契約の境界についての重要な決定に至りました。

### 新契約の収益

5 月の審議会で注目されるのは、新会計モデルの主要要素に関して両審議会の見解が分かれたことです。FASB は、新契約の収益を保険契約の開始時には認識しないとの暫定的決定を行ないました。これは IASB のアプローチと異なります。すなわち、IASB は 4 月の時点で、契約時における(保険)負債を構成するマージンは、増分費用である新契約費を差引いた純保険料を比較対象として算定すると決定しています(注)。

(注)FASB の立場は、比較の対象は保険料であるのに対し、IASB では、増分新契約費の回収に必要な保険料の一部を控除した後の保険料が比較対象とされている。

### 両審議会の見解の相違

共同プロジェクトの過程で両審議会の暫定的決定が異なることは初めてではありません(おそらく最後でもないでしょう)。しかし、最終的な目標は会計基準のコンバージェンスですから、妥協点を探る方法は存在します。具体的には、2009年7月23-24日にロンドンで合同会議が予定されています。

それでも当初較正(initial calibration)と新契約の収益に関して妥協点が見出せない場合、FASB 案では、保険者に新契約費が発生する場合には必ず契約時損失が認識されることになり、その結果、IASB 案より多額の負債が認識されることになります。

### 将来保険料

IASB は、更新及び解約オプションから生じるキャッシュフローの会計処理について非常に重要な決定を行ないました。IASB は、これらのキャッシュフローを(既存)契約のキャッシュフロー(の一部)として認識し、これを評価する独立した販売価格(standalone price)が入手不可能である場合には、これらのオプションを測定するために、「ルック・スルー」基準を適用することで合意しました。この「ルック・スルー」基準は、保険者が無条件に個々の保険契約を再引受(査定)・価格変更または解約できる権利を得る時点(契約の境界[contract boundary])まで拡大適用されます。

この決定により、IASB は、2007 年のディスカッション・ペーパーで示した、更新及び解約オプションを顧客関連無形資産(customer intangible asset)として別個に会計処理するという提案を放棄することになります。この提案は関係者にほとんど支持されていませんでしたが、この論点に関する業界の調査研究が議論を促し、IASBによるこの最終決定を後押ししたことは注目に値します。

IASB は、割引率などの予定議題の一部を先送りしていたことから、新日程案を公表しました。この日程案は、公開草案と新IFRSの公表が(それぞれ2009年12月から2010年4月に、2011年5月から2011年7月に)遅れることを示しています。

IASB と利害関係者は、6 月 29-30 日にロンドンで開催される保険ワーキング・グループ (Insurance Working Group、IWG)の会合でも、これまでの決定を振り返り、未決定の議題について議論します。この会議の結果については *Insurance Accounting Newsletter* の特集号を発行して読者の皆様にお知らせし、論評する予定です。ご期待下さい。

## 5月の FASB 審議会

## リスク・マージン(Margins for Risk、MfR)

FASB にも、リスク・マージンについて 4 月の IASB 審議会と同じ質問と提案が提示されました。 しかし、FASB はまだ明確な決定に至っていません。FASB に提示された質問の焦点は次の 通りでした。

- ・ 保険負債の測定におけるリスク・マージンの必要性
- ・ 必要な場合のリスク・マージン測定基準の選択肢
- ・ US GAAP 案では報告日毎にリスク・マージンの再測定を義務付けるか否か

FASB は、会計モデルが不確実性を反映すべきであるとの点では合意しましたが、追加の調査・研究が行われない限り、リスク・マージンの性格については疑問が残るとしました。特に議論では、リスクと不確実性の間に概念の違いがあるかどうかを知りたいとする一部の FASB 委員の要求が注目されました。

## リスクと不確実性の区別

あるFASB委員は、不確実性を反映するマージンであれば現在履行価値(CFV)アプローチの概念と適合するが、リスクの測定には、FASBがすでに放棄した現在出口価格(CEP)の属性のような市場参加者の視点(つまり、そのリスク回避姿勢)が取り入れられているようだと指摘しました。

別のFASB委員はこの区別についてさらに詳述し、ブロック1を決定するための確率加重された見積もりと、その確率分布における不確実性を捉えるための追加的な負債としてリスク・マージンを使うという提案との結び付き/相関を調査するよう、スタッフに要請しました。このFASB委員によれば、スタッフはあらゆる不確実性の見積もりがすでにブロック1の計算に反映されているかどうかを説明すべきとのことです(注)。

(注)リスクの調整は、キャッシュ・フローの見積りの調整、確率の調整若しくは期待キャッシュ・フローを現在価値に割り引く際に使用される割引率の調整によっても行い得る。

リスク・マージンの必要性に関しては暫定的決定に至らなかったことから、FASB はこれ以上議論を進められないと考えました。しかし、リスク・マージンを報告日毎に再測定すべきかどうかという問題については、不確実性の概念が最終的にどのように定義され、会計処理されるか(つまり、(不確実性を反映するファクターとして)リスク・マージンが採用されるか否か)にかかわらず、US GAAP 案では保険契約全体をアップデートして不確実性を反映させることを義務付ける案が全会一致で決定しました。

## 新契約費と新契約の収益

保険契約の当初較正(initial calibration)に関するFASBの決定は、4月のIASBの決定と異なるものになりました。FASB は、IASB 同様、新契約費は常に発生時に費用計上すべきであること、および繰延新契約費(Deferred Acquisition Costs、DAC)は認識しないことで合意しました。しかし、FASB は、保険契約者が保険者に支払う対価(consideration)には、契約を獲得するための金額と新契約費の回収を保険者に補償するための金額の両方が含まれているという点に関して、納得しませんでした。FASB は、(保険契約者が支払う)対価は保険契約を獲得するためにのみ支払われているとする暫定的決定を下しました。したがって、同じ保険契約でも、異なる経路で販売され、保険料に組み込まれて回収する販売経費が異なれば、保険負債は異なることになります。

この決定に基づいて、FASB は、新契約費を控除しない保険料に合わせて当初測定を較正する必要があると決定しました。その結果の暫定的決定として、保険者が保険契約者に対して契約上の義務を何ら履行していないことを理由に、販売時に収益ないし利益を認識することは認めないとしました。

さらにFASBは、この会計処理によって保険契約の会計処理も、最近の共同ディスカッション・ペーパーに提案された収益認識基準を採用するその他すべての業種と整合的になるとの意見を示して、この決定を正当化しました。

### 実務上の影響

新契約の収益と当初較正に関する FASB の暫定的決定は、保険契約者から受領した保険料に、新契約費の回収を保険者に許容するために支払われる要素が含まれていたとしても、保険者は新契約費と同額の初日損失を認識することを意味します。

その一方で IASB の暫定的決定は、新契約費を除いた純保険料に対する 3 つのビルディング・ブロックの較正の結果、残余マージン負債(residual margin liability)が算定される場合(即ち、残余マージンがプラスの場合のみ)、保険者には増分費用である新契約費に相当する契約時収益を認識することが認められることを意味します。

この違いは当初測定に影響するだけではありません。US GAAP では(新契約費相当額の) 追加的な利益が残余マージン負債(residual margin liability)に含まれるため、その他の条件 がすべて同じならば、US GAAP に準じて認識されるそれ以後の保険引受利益は IFRS の場 合よりも大きくなります。

## IASB 審議会

## 更新及び解約オプションの会計処理

多くの長期保険契約において保険契約者は保険料を支払う限り、保険補償(insurance cover) を受け続ける権利を持っています。しかし、この支払いは強制的ではなく、保険料が支払われなければ、保険契約は一方的に無効とされます。つまり、保険者は、保険契約者を受益者とするオプションを売り建てているわけです。このオプションによって、保険者は保険契約者から(保険契約で決められた)保険料を受領し、その支払いを強制する権利を持たないまま保険補償を継続することを余儀なくされます。

IASB は更新オプションの会計処理について下記の3種類のアプローチを検討しました。

- オプションを無視する
- オプションを測定する
- ・ オプションを「ルック・スルー」基準で評価する(つまり、更新及び解約オプションの影響を 受けるキャッシュフローを既存契約の一部として取扱う)

IASB は、「「保険契約」の測定には、当該契約から生じる期待(つまり、確率加重)キャッシュフロー(将来保険料および将来保険料から生じる他のキャッシュフロー、例えば、給付金と保険金)を含めるべきである。これには、金額とタイミングが保険契約者が既存契約のオプションを行使するかどうかに依拠するキャッシュフローが含まれる。」との暫定的決定を行ないました。

特に重要なのは IASB の収益認識の議論でもこれらのオプションに関する問題が提示されたことです。IASB は、保険会計におけるこの決定と軌を一にして、「オプションの独立した販売価格(standalone selling price)を見積もることに過度なコストを要しない場合」、(保険契約以外の)その他の種類の契約でも、これらのオプションを「履行義務」として会計処理するとの暫定的決定に至りました。オプション価格を見積もることに実務上重大な困難が伴う場合に、収益認識の会計処理に「ルック・スルー」基準を適用する方法については、今後の会議において検討が行われるものと思われます。

IASB は、保険契約に組み込まれている更新及び解約オプションについて、それらを評価するための独立した販売価格が利用出来ない場合、「ルック・スルー」基準により測定することを暫定的に認めていますが、IASB のメンバーの幾人かは、この分析に同意していません。この結果、この問題に関するスタッフの調査結果が提示される将来の会議において、徹底した議論がされるべきであるという要求が出されました。このスタッフの調査結果の資料は、公開草案に含まれることになると思われます。

### 契約の境界

契約の測定に、更新及び解約オプションを含めるという決定は、IASB が、保険者が契約を個々に解約若しくは、再引受/価格改訂を行う権利を無条件に取得する日を、「契約の境界線」とする二つ目の決定を下すアシストになりました。IASBは、契約の境界線を、「保証された被保険利益」を使用して定義しようとする以前の試みが、今回の会議に提起された方法に比べて優っているとは考えていないということを認めています。

IASB のこの暫定的な二つの決定は、過去何カ月かの間に保険業界から提議された考え方

(proposals)に、重要な点で連携しています。この問題(契約の境界)は、IASB と保険業界が 土台を共有することが最も困難な領域の一つであったため、これらの決定が持つプロジェクト への影響は特に積極的な意味合いを持っています。

## 実務上の影響

保険契約に含まれている契約条項は多様であることから、保険契約の割引現在価値の見積もり(ブロック1と2)の計算にこの新しい契約の境界の原則を適用するために、システムの修正が必要となる状況を特定するには、保険契約の広範囲な分析が必要となります。

保険者は、法律上の形式(legal form)が新しい会計原則の経済的実体と一致するように、新たに保険契約の契約条項の改訂についても検討が必要かもしれません。形式を経済的実体に則したものにすれば、会計処理手続きが簡素化されるでしょう。

## 近付く折返点

IASB は 6 月の審議会で、新たに提示された日程を議論します。今回の News Letter には、新しい審議会日程と議題を付表として添付しました。

プロジェクトは遅れていますが、新しい日程でも 2011 年中の完了予定に変更はありません。 IASB はいくつかの最も困難な論点(例、新契約費の取扱いや契約の境界の定義)について 重要な決定に至ったことから、向こう数ヵ月間には意志決定が促進されるはずです。

## 付表 1:これまでの暫定的決定のまとめ

一致している見解	IASB および FASB	
測定アプローチ	測定アプローチの基本的な特性	
測定方針	FASB は CFV(現在履行価値)を 支持	IASB は CFV と CEP(現在出口価格)のどちらか未決定
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない	
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額(negative day one difference)を契約時損失として 即時認識	
新契約費の会計 処理	発生時に損益計算書に費用として計上	

相違している見解	IASB	FASB
新契約費の定義	契約開始時に、すべての新契約費は費用計上 ただし、契約の獲得に直接帰する 増分費用は保険契約測定の当初 較正に使用されるものとする	すべての新契約費は費用計上される、として未検討
契約時の新契約 の収益認識	増分費用である新契約費の範囲で 且つ残余マージン負債が存在する 場合に認識	認識しない。当初測定は保険契約者から受け取った(新契約費を控除しない)総保険料に合わせて較正される。

	FASB でまだ議論されていない IASB の決定
保険契約者の行 動	<ul><li>更新及び解約オプションからのキャッシュフローは、顧客関連無形 資産ではなく、契約上のキャッシュフローの不可欠な部分である。</li><li>これらのオプションは、参照すべき独立した販売価格が入手できない場合、「ルック・スルー」基準に基づいて測定する。</li></ul>
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる 権利を得た時に既存契約は終了する。

「周知の未知要因」	
FASB	下記を正式に確認する ・IASB がすでに承認している CFV の 4 つの特性。 ・損害保険の支払備金(non-life claims liabilities)についてマージンや割引のない手法を排除。 ・不確実性/リスクの定義および特定のリスク特性を保険負債の測定に含めるべきではないかどうか。
IASB	CFV アプローチの使用が望ましいことの確認

# 付表 2:2009 年 6 月の議題参照番号 10F に基づく IASB の審議会審議とワーキング・グルー プ会議の日程表 \*1

保険ワーキング・グループの会合	2009年6月
<b>測定アプローチ</b> 測定アプローチについて議論し、結論を出すことを審議会に求める(2009 年 2 月/6 月の測定アプローチに関する審議会のフォローアップ)	2009年7月
短期契約における未経過保険料の使用	2009年7月
測定アプローチに関するその他の論点 ・ 保険負債の一部の変動については、その他の包括的利益を使用すべきか? ・ 不履行リスク その他の関連プロジェクト: 収益認識、公正価値測定、従業員給付、負債測	2009年9月
定における信用(クレジット)リスク	

割引率 ・ 割引率に関する指針 その他の関連プロジェクト: 収益認識、公正価値測定、非金融負債(IAS 第 37 号)、従業員給付	2009年9月
保険契約者に対する有配当性一分類  ・ 有配当性はどのような場合に(when)資本に分類し、どのような場合に負債に分類すべきか?財政状態計算書、業務成績報告書およびキャッシュフロー計算書では有配当性をどのように報告すべきか?  ・ 相互会社固有の問題はあるか?  その他の関連プロジェクト: 概念(要素要素、認識)、資本特性を持つ金融商品	2009年10月
有配当、ユニット・リンクおよびインデックス・リンク契約と投資契約ならびにユニバーサル・ライフ契約 ・ 会計処理上のミスマッチは排除すべきか?その場合はどのように? ・ 資産が別々のファンドに保有されている場合、それらは報告主体の一部か? ・ 保険契約者が投資リスクの一部ないし全部を負う場合、それは財務諸表の表示や開示にどのような影響を及ぼすか? その他の関連プロジェクト: 概念(会計単位)、金融商品、連結、概念(報告主体)	2009年10月
表示 ・ 貸借対照表と経営実績報告書の表示(スタッフは個別問題に関する議論に際し、表示に関するいくつかの論点も議論する予定である。このセッションの目的はここまでの審議会で取り上げられなかった議題を議論することである。) その他の関連プロジェクト:財務諸表の表示	2009年11月
<b>開示</b> ・ どのような開示を義務付けるべきか? その他の関連プロジェクト:財務諸表の表示	2009年11月
ビルディング・ブロックに関するその他の論点 ・ 保証ファンドの評価(Guarantee fund assessments) ・ 税金問題 ・ 残存価額(salvage)と保険代位 その他の関連プロジェクト: 非金融負債(IAS 第 37 号)、所得税、公正価値測定	2009年11月
保険契約者の会計処理一最初の検証 ・ 保険契約者について保険者と同じ測定属性が適切か否かに関する最初の検証 ・ 同じ測定属性が適切であれば、実務上の簡略化が必要か否かを検討その他の関連プロジェクト: 概念(測定、会計単位)、公正価値測定、非金融負債(IAS 第 37 号)	2009年12月

	T
<ul> <li>保険契約者に対する有配当性─測定</li> <li>有配当性の測定に係る具体的な論点を検討する</li> <li>IFRS 第 4 号の裁量権のある有配当性(DPF)の定義に修正の必要はあるか?</li> <li>DPF 付投資契約は、保険会計基準と金融商品会計基準のどちらの対象とすべきか?</li> <li>相互会社固有の問題はあるか?</li> <li>その他の関連プロジェクト:概念(測定)、公正価値測定、金融商品、資本特性を持つ金融商品</li> </ul>	2009 年 12 月
副次的な問題 ・ 企業結合およびポートフォリオ移転(包括移転)で取得した保険契約 ・ 一部の所得・法人税を保険契約者の税金として報告すべきか、保険者の 税金として報告すべきか? ・ 中間期の財務報告 ・ 資産担保保険契約(assets backing insurance contracts)の移転を含む移 転 ・ 間接的に発生する修正 その他の関連プロジェクト: 財務諸表の表示	2009年1月*2
保険契約者の会計処理-フォローアップ ・ 保険契約者の会計処理に関する最初の検証の見直し その他の関連プロジェクト: 非金融負債(IAS 第 37 号)	2009年1月*2
予備投票	2010年1/2月
論点整理(Sweep issues)	2010年3月
公開草案(Exposure Draft)の公表	2010年4月
コメント・レター締切り	2010年8月
コメント・レターのまとめ	2010年10月
コメント・レターの論点の議論 ・ 論点の内容および総数は現段階で予想不可能 ・ しかし、1-2 ヵ月毎に審議会に何らかの提議を行なう必要があると考えら	2010年11月-2011年4月
れる	
れる <b>予備投票</b>	2011年4/5月
	2011年4/5月2011年6月

- \*1 著作権者:国際会計基準委員会財団(IASCF)
- \*2 正しい日程は、2010年1月